

原案可決  
全会一致

第33号発議案

## 新潟県手話の普及等の推進に関する条例

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成29年12月6日

提出者	小笠青横佐佐岩尾村渡星	林原柳尾藤村身松辺野	一義正幸卓良孝二惇伊	大宗司秀之純一昭郎夫佐夫	中高矢皆榆桜沢柄小石	村橋野川井井野沢野井	康直雄辰甚正峯	司揮学二雄一修三生修	松宮石富小西早中帆三	原崎塚樫島川川野苺富	良悦一洋吉謙佳	道男健成隆吉秀洸治一
-----	-------------	------------	------------	--------------	------------	------------	---------	------------	------------	------------	---------	------------

新潟県議会議長 金谷国彦様

# 新潟県手話の普及等の推進に関する条例

手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、手指の動き、表情等により視覚的に表現される言語である。我が国におけるその起源は明治時代とされ、これまで、ろう者の間で大切に受け継がれてきた。

しかしながら、手話は、今日に至るまで決して順調な発展を遂げてきたわけではない。意思疎通を図る手段として尊重されることもあったが、ろう教育において、読唇及び発声の訓練を中心とする口話法が導入されたことにより、手話の使用が制約された時代もあった。そればかりでなく、ときには、手話は言語ではなく動物的な身振りであると蔑視されるなど、ろう者の尊厳が深く傷つけられてきた歴史があることを私たちは決して忘れてはならない。

平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明示され、ようやく、手話が国際的に言語として位置付けられた。我が国においても、平成23年に手話が言語に含まれることを障害者基本法（昭和45年法律第84号）において明らかにし、平成26年には同条約を批准したが、いまだ手話に対する理解が社会において深まっているとは言い難い状況にある。

言語は、意思疎通を図る手段であるとともに、人と人との心を紡ぐ絆<sup>きずな</sup>であることを踏まえれば、平成23年に新潟県人と人との絆<sup>きずな</sup>づくり条例（平成23年条例第21号）を制定し、人と人との触れ合いや助け合いを重んじる本県においては、ろう者が偏見と闘いながら手話を大切に守り続け、手話を使用して生活を営み、手話による豊かな文化を築いてきたことに鑑み、その歴史の歩みと誇りを尊重するためにも、県民一人一人が手話に対する理解を深め、手話の普及等を図っていく必要がある。

ここに私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等を推進することによって、ろう者とろう者以外の者が心を通わせ、相互に人格と個性を尊重し合い、共生することのできる社会の実現を目指すことを宣言し、この条例を制定する。

## （目的）

**第1条** この条例は、手話の普及等に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もってろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

## （定義）

**第2条** この条例において「ろう者」とは、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

2 この条例において「手話の普及等」とは、手話の普及その他の手話を使用し

やすい環境の整備をいう。

(基本理念)

**第3条** 手話の普及等は、県、市町村、県民及び事業者の適切な役割分担及び相互の連携の下に、次に掲げる事項を基本として、その実現が図られなければならない。

- (1) 手話が、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることを理解すること。
- (2) ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することの重要性に鑑み、ろう者が手話により意思疎通を図る権利を尊重すること。

(県の責務)

**第4条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を的確に行うとともに、手話の普及等に関する施策を効果的に推進するものとする。

(県民の役割)

**第5条** 県民は、基本理念にのっとり、手話について理解を深め、県がこの条例に基づき実施する手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

**第6条** 事業者は、基本理念にのっとり、手話について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、ろう者が利用しやすい環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、県がこの条例に基づき実施する手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村への支援及び協力)

**第7条** 県は、手話の普及等に果たす市町村の役割の重要性に鑑み、市町村が実施する手話の普及等に関する施策について、必要な支援及び協力を行うものとする。

(財政上の措置)

**第8条** 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(広報、啓発活動等)

**第9条** 県は、広報、啓発活動等を通じて、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(情報の発信等)

**第10条** 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに取得することができるよう、手話を用いた情報の発信に努めるものとする。

2 県は、ろう者が手話を使い、手話による情報を取得することができる環境を整備するため、手話通訳者の積極的な派遣、ろう者その他の手話に関わるものからの相談に的確に応ずるための体制の充実等に努めるものとする。

3 県は、災害その他非常の事態において、ろう者が手話により必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう努めるものとする。

(手話通訳者の確保等)

**第11条** 県は、ろう者が手話による意思疎通を図ることができる環境の整備に資するよう、手話通訳者その他の手話を使うことができる人材の確保、養成及び手話技術の向上を図るよう努めるものとする。

(学校及び保育所等における取組)

**第12条** 県は、聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある者(以下「聴覚障害者等」という。)が通う学校及び保育所等において、聴覚障害者等が手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、職員等の手話に関する技術の向上に資する取組が行われるよう努めるものとする。

2 県は、聴覚障害者等が通う学校及び保育所等において、聴覚障害者等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会が提供されるよう努めるものとする。

(調査研究)

**第13条** 県は、ろう者その他の手話に関わるものが手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(県民等の活動に対する支援)

**第14条** 県は、手話の普及等の推進に関し、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公表)

**第15条** 知事は、毎年度、手話の普及等の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

原案可決  
全会一致

第35号発議案

国際平和を脅かす北朝鮮の蛮行に抗議するとともに  
拉致事件の一刻も早い解決を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成29年12月22日

提出者 佐藤卓之 榎井辰雄 宮崎悦男  
松原良道 高橋直揮 皆川雄二  
小林一大 桜井甚一

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 金谷国彦様

# 国際平和を脅かす北朝鮮の蛮行に抗議するとともに 拉致事件の一刻も早い解決を求める意見書

北朝鮮は、核実験の強行や弾道ミサイルの度重なる発射など、国際社会の警告を無視した蛮行を幾度となく繰り返している。

このような挑発行為は、我が国の安全に対する重大な脅威であるとともに、北東アジア地域に限らず広く国際社会の平和と安定を大きく脅かす行為にほかならず、断じて容認できるものではないことから、本県議会は強く抗議するものである。

また、横田めぐみさんが北朝鮮に拉致されてから40年が経過し、北朝鮮が拉致を認めた日朝首脳会談から15年を経たにもかかわらず、残念ながら、未だ拉致事件の解決には至っていない。

そうした中、トランプ大統領は本年9月の国連演説で拉致事件に言及したほか、11月の来日時には拉致被害者や被害者家族らと面会し、拉致事件の解決に熱意を示した。

また、米国政府はこのたび、北朝鮮をテロ支援国家に再指定するなど、圧力路線をより鮮明にしたところであり、北朝鮮の暴挙を阻止し、最大の蛮行である拉致事件の解決に向けて、今こそ国際社会が一体となって圧力を強めていくことが求められている。

よって国会並びに政府におかれては、対話と圧力、行動対行動の原則の下、国際社会と連携した強力な制裁措置の徹底により、北朝鮮に核・ミサイル開発を放棄させるとともに、拉致被害者全員を一刻も早く救出するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

新潟県議会議長 金谷国彦

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	河野太郎様
防衛大臣	小野寺五典様
内閣官房長官	菅義偉様
拉致問題担当大臣	加藤勝信様

原案可決  
全会一致

第36号発議案

## 国民が安心できる医療制度の確立を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成29年12月22日

提出者 榆井辰雄 宮崎悦男 松原良道  
高橋直揮 皆川雄二 小林一大  
桜井甚一

賛成者 提出者を除き議員全員

新潟県議会議長 金谷国彦様

# 国民が安心できる医療制度の確立を求める意見書

我が国は、誰もが、どこにいても、必要なときに必要な医療を受けられる国民皆保険制度を有している。しかしながら、制度の一翼を担う医療機関等は、「社会保険診療に係る控除対象外消費税問題」によって大きな負担が生じており、積年の課題となっているものの、未だ抜本的な解決は図られていない。

また、国民皆保険制度の根幹である国民健康保険制度は、平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となり、財政基盤を安定させるなどの改革が行われるところであるが、世界に類を見ない少子高齢社会において、持続可能な制度として維持していくためには、国による財政基盤強化に向けた一層の支援が不可欠である。

よって国会並びに政府におかれては、国民が将来にわたり必要な医療を安心して受けられるための適切な財源を確保するとともに、国民と医療機関等に不合理な負担を生じさせている「社会保険診療に係る控除対象外消費税問題」の抜本的な解決を図り、国民皆保険制度を基盤とした持続可能な医療制度を確立するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

新潟県議会議長 金谷国彦

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	加藤勝信様



第37号発議案

## 日欧EPA及びTPPへの対応を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成29年12月22日

提出者	榎 高 桜	井 橋 井	辰 直 甚	雄 揮 一	宮 皆	崎 川	悦 雄	男 二	松 小	原 林	良 一	道 大
賛成者	中 矢 富 佐 沢 柄 小 石 藤 池 上 小 青 小	村 野 樫 藤 野 沢 野 井 田 杉 山 木 島	康 一 正 峯 博 千 知 芳 太 義	司 学 成 純 修 三 生 修 史 賀 子 之 元 郎 徳	笠 石 佐 西 早 中 帆 三 佐 秋 大 安 佐 佐	原 塚 藤 川 川 野 苺 富 藤 山 沢 藤 藤	義 卓 洋 吉 謙 佳 伸 三 峰 浩 久	宗 健 之 吉 秀 洸 治 一 広 子 健 子 雄 雄	青 横 小 岩 尾 村 渡 星 小 高 長 志 片 重	柳 尾 島 村 身 松 辺 野 島 倉 部 田 野 川	正 幸 良 孝 二 惇 伊 佐 邦 隆	司 秀 隆 一 昭 郎 夫 晋 栄 登 男 猛 広

新潟県議会議長 金谷国彦様

## 日欧EPA及びTPPへの対応を求める意見書

政府は、本年11月、日本と欧州連合の経済連携協定（日欧EPA）及び米国を除く環太平洋パートナーシップ協定（TPP）の発効を見据え、市場開放に備えるため、国内農林水産業の強化策を柱とする総合的なTPP等関連政策大綱を決定した。

同大綱では、国産チーズの競争力強化に向けた生産性向上や高品質化への支援策、国産木材の競争力強化に向けた林道や加工施設の整備のほか、輸出促進のための中堅・中小企業の海外展開や市場開拓の支援策などが盛り込まれている。

我が国農林水産業においては、食料自給率の向上を目指すとともに、自立した産業として確立することが求められており、また、日欧EPA及びTPPの発効に伴う関税削減等による影響を最小限に食い止め、真の担い手の育成に向けた強力な支援策が必要とされている。

よって国会並びに政府におかれては、我が国農林水産業の持続的な発展に向け、日欧EPA及びTPPによる影響を最小限に食い止めるための支援施策に係る十分な予算措置を早急に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

新潟県議会議長 金谷国彦

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	河野太郎様
農林水産大臣	齋藤健様
経済産業大臣	世耕弘成様
内閣官房長官	菅義偉様
経済財政政策担当大臣	茂木敏充様

原案可決

賛成多数

第38号発議案

武装難民等への対処を徹底し、国民の安全と  
安心の確保を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出します。

平成29年12月22日

提出者	小島隆	島原良	林一	大	榆高	井橋	辰直	雄揮	宮皆	崎川	悦雄	男二
賛成者	中矢富西早中帆三志小	村野榎川川野苺富田島	康一洋吉謙佳邦義	司学成吉秀洸治一男徳	笠石佐岩尾村渡星青佐	原塚藤村身松辺野木藤	義卓良孝二惇伊太久	宗健之一昭郎夫佐一郎雄	青横佐沢柄小石安片重	柳尾藤野沢野井沢野川	正幸正峯隆	司秀純修三生修子猛広

新潟県議会議長 金谷国彦様

## 武装難民等への対処を徹底し、国民の安全と 安心の確保を求める意見書

北朝鮮情勢の緊迫化が続く中、日本海側の各所に北朝鮮のものとみられる木造船が相次いで漂着するとともに、無人島に上陸し物品を略奪するなどの事件も発生している。

仮に、漁民を装った武装難民等が離島に上陸・占拠した場合、自衛隊に直ちに防衛出動等が命じられることはなく、一義的には、警察権の行使としての対応がなされることと想定されるが、武装難民等への直接的な対応は、困難を極めることが予想され、現場関係者の心理的な負担は非常に重くなっていると言わざるを得ない。

国家は、国土や国民の生命・財産を守るため、あらゆる事態を想定し、万全な対応を行う責務があり、特に、国防においては最悪の事態を念頭に置いて、その状況にどう対応するのかを決めておかなければならない。

しかしながら、我が国における安全保障の議論においては、憲法9条に係る集団的自衛権等の解釈にばかり目が奪われ、自衛隊法の改正等をはじめとした本質的な問題にまで議論が及ばず今日に至っている。

よって国会並びに政府におかれては、武装難民等への対応について、警察、海上保安庁、自衛隊等が連携し、それぞれの役割に応じた適切な対応をとることができるよう、必要な法整備を早急に進めるとともに、法整備が間に合わない場合は、考え得るあらゆる手段による機動的な対応で、国民の安全と安心を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月22日

新潟県議会議長 金谷国彦

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	河野太郎様
国土交通大臣	石井啓一様
防衛大臣	小野寺五典様
内閣官房長官	菅義偉様
国家公安委員会委員長	小此木八郎様